

・各種検定試験の助成について

Q. 実用英語技能検定に関して、公費助成が5年生から9年生まであることは存じており、大変素晴らしいものだと思う。ただし、対象外の学年での受験や、年度内の受験回数以上に関しては自費での受験となっている。一部の学校では、準会場扱いで検定が実施されており、年度内の無料受験以外の受験は準会場料金の適用で受験できる。ただし、受験資格は、その準会場の在学学生のみとなっている。昨今の英検の値上がりがあり、レベルの高い級ほど高額であり、その分準会場の受験料金と一般の受験料金との差額も大きい。同じ品川区内でありながら、準会場でない学校の子どもたちに、受けたいのに受けられない、受けさせたいのに受けさせてあげられないという事態が起きる。せめて金銭の格差を是正してほしい。子どもたちの学びに差をつけることなく、学びや挑戦の場の機会を広げてほしい。

A.

(対象学年について)

品川区では、5年生から英語によるコミュニケーション能力を身につける教育を実施しております。そのため、その成果をはかる材料として、5年生から検定料の助成対象としています。今後、品川区の英語教育と連動させ、対象学年の拡大も検討してまいります。

(受験会場について)

日本英語検定協会では、準会場の要件は、2級から5級までの志願者の合計が10名以上となっています。そのため、品川区では、10名以上の志願者がいる中学校、義務教育学校は準会場として認定されておりますが、小学校は志願者が10名に満たない会場が多数であることから、準会場として認定されておられません。

(検定料・助成回数について)

現在品川区では、実用英語技能検定試験について、一般会場、準会場に関係なく、品川区立学校に在籍しているすべての児童・生徒に対し、公平に年1回分の全額を助成しております。また、試験は年3回実施しておりますが、品川区としては、児童・生徒に対し、公費で検定料を負担する年1回の受験の機会を無駄にはせず、合格に向け取り組んでいただきたいと考えております。

会場により検定料に差があることは認識しておりますが、品川区立学校に在籍するすべての児童・生徒が毎年度1回は検定料の全額助成を受けられるよう公平性を期しておりますので、引き続き従来通りの実用英語技能検定試験の助成制度を実施してまいります。

今後とも品川区立学校に在籍する児童・生徒に対し、試験への挑戦の場の提供に努めてまいりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

(教育委員会事務局学務課)